

令和6年度 東京支部保険料率(案)について

令和6年度 東京支部保険料率（見込み）

保険料率	令和5年度 令和6年2月分（3月納付分）まで	令和6年度 令和6年3月分（4月納付分）から
健康保険料率 (東京支部)	10.00%	9.98% (▲0.02%※1)
介護保険料率 (全国一律)	1.82%	1.60% (▲0.22%※2)

※1 健康保険料率：金額ベースで見た場合、月額30円（15,000円 → 14,970円）の減少となる見込み。（標準報酬月額30万円・労使折半後）

※2 介護保険料率：金額ベースで見た場合、月額330円（2,730円 → 2,400円）の減少となる見込み。（標準報酬月額30万円・労使折半後）

東京支部保険料率の内訳について

(単位：％)

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整 (b)		医療給付費の 所要保険料率 (調整後) (a+b)	共通料率 (全支部一律) (※)	所要保険料率 (a+b+4.60)	前々年度 精算分	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映 前) (c)	インセンティブ分	保険料率 (精算後) (インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整							
東京	4.48	0.16	0.66	5.30	4.60	9.90	0.07	9.97	0.010	9.98
R5	4.47	0.14	0.67	5.28	4.64	9.92	0.07	9.99	0.010	10.00
全国	5.40	－	－	5.40	4.60	10.00	－	10.00	－	10.00
R5	5.36	－	－	5.36	4.64	10.00	－	10.00	－	10.00

- ・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51％）、前期高齢者納付金等（3.43％）、保健事業費等（0.68％）、その他収入（▲0.02％）に係る合計の保険料率（共通料率4.60％）を加算したものである。
- ・保険料率（c）は、所要保険料率には含まれていない令和4年度の都道府県支部毎の収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率（d）は、保険料率（c）に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和4年度の支部総報酬額の実情に0.01％を乗じて計算するため、これを令和6年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。

【共通料率について（※）】

	R6	R5
共通料率 [A + B - C]	4.60 %	4.64 %
A : 第2号保険料率（後期高齢者支援金等の拠出金）	3.94 %	4.10 %
B : 第3号保険料率（協会の業務経費、準備金積立等）	0.68 %	0.56 %
C : 収入等の率	0.02 %	0.02 %

- ・A=[現金給付費、拠出金（前期・後期高齢者納付金等）]×総報酬按分率÷支部総報酬額
- ・B=業務経費、一般管理費等×総報酬按分率÷支部総報酬額
- ・C=貸付金返済収入、雑収入等×総報酬按分率÷支部総報酬額

【参考】保険料率の計算方法について

都道府県単位保険料率 =

第1号保険料率

調整前保険料率 +
年齢調整率 + 所得調整率

+

第2号保険料率

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金
等

+

第3号保険料率

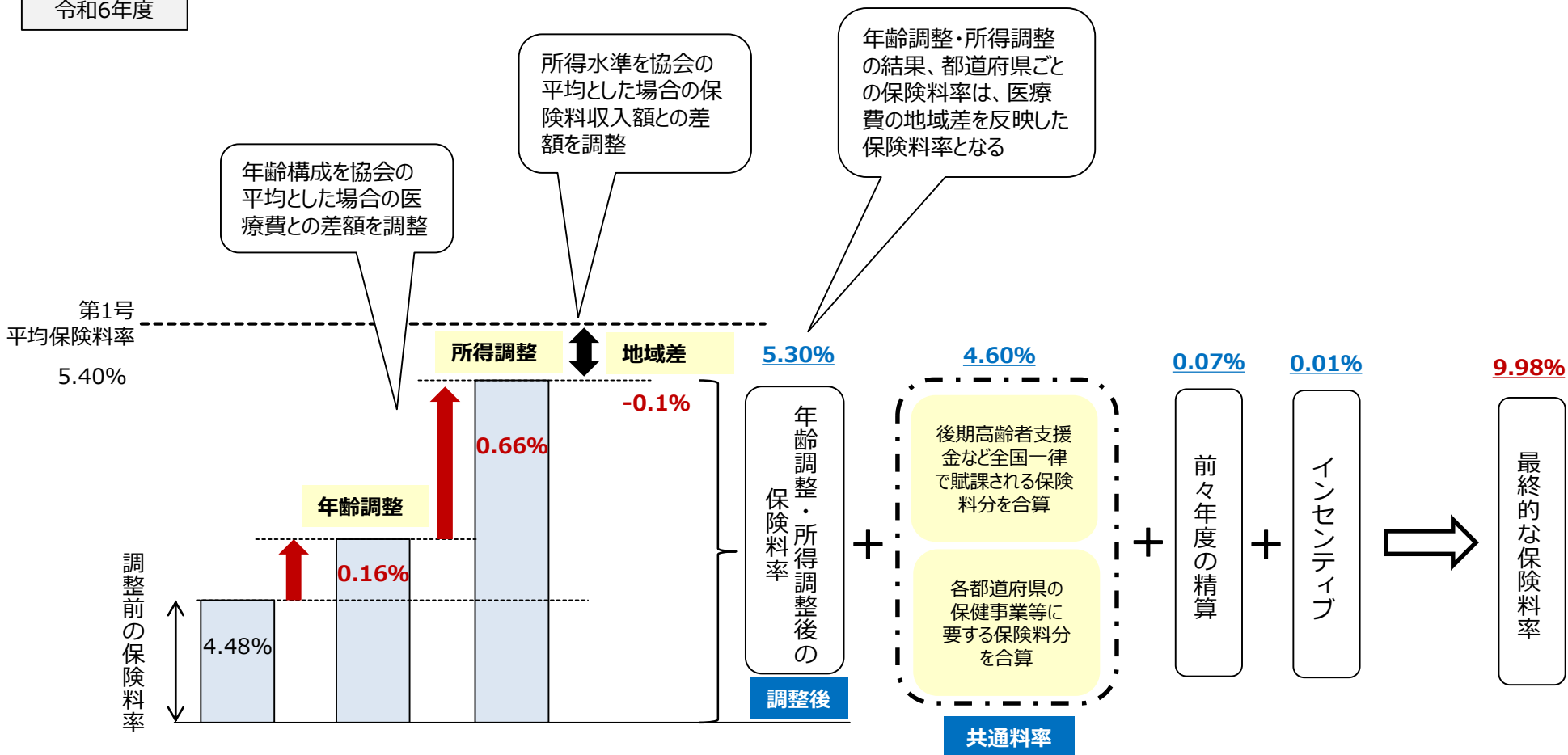
支部の保健事業等に
要する額
+
前々年度の精算分 等

参考)保険料率設定のイメージ

都道府県単位保険料率
(平成20年10月から)

年齢構成が低く、所得水準の高い東京支部の場合

令和6年度



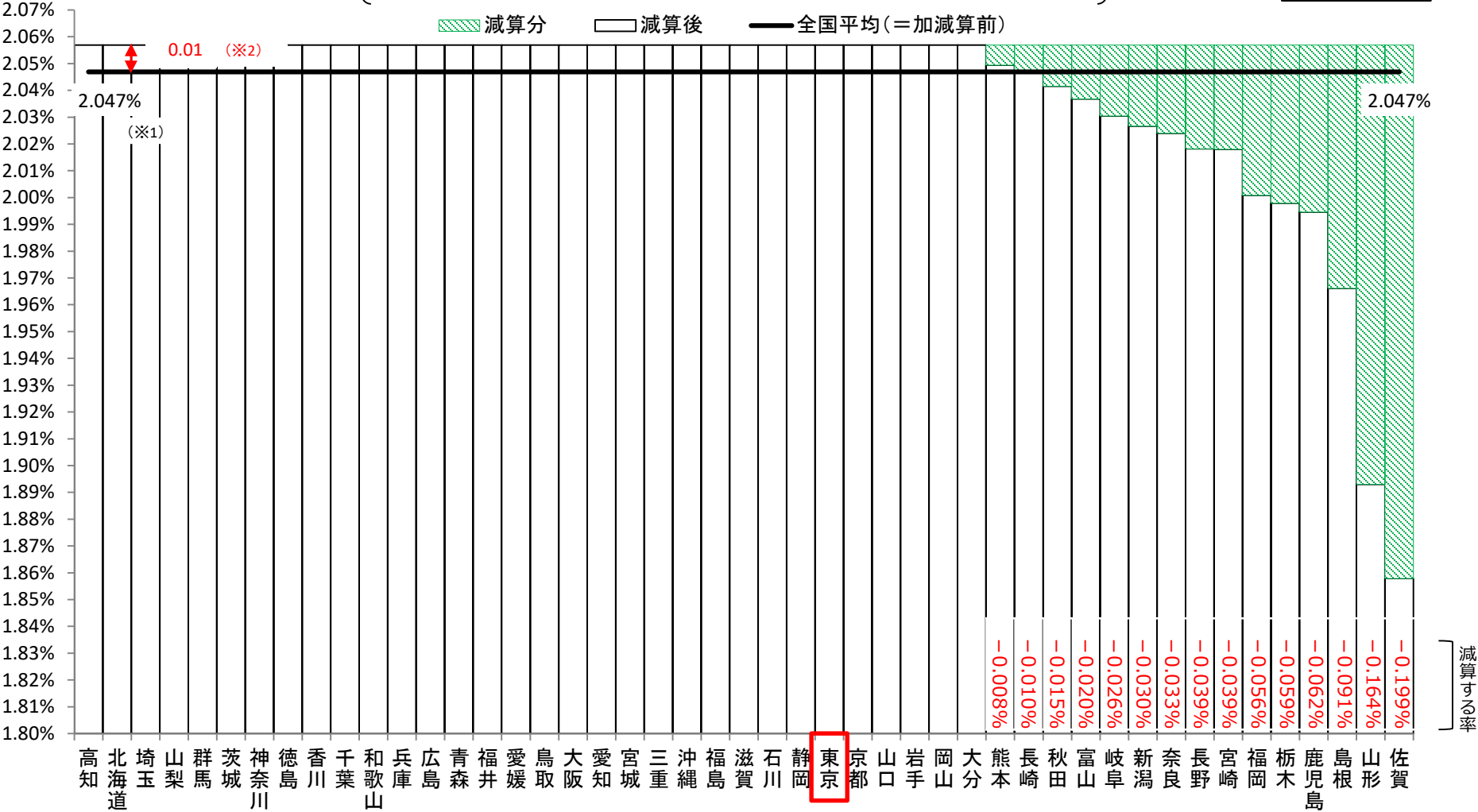
インセンティブ制度の実績評価の保険料率への反映

令和5年12月4日(木)
第126回 全国健康保険協会運営委員会
資料4より引用(加筆)

【令和4年度実績評価 ⇒ 令和6年度保険料率へ反映した場合の試算】

〔 令和6年度保険料率の算出に必要な令和6年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、
本試算と令和6年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。 〕

加算率0.01



※1 令和6年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和6年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和4年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.047%）で仮置きしている。

※2 令和6年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和4年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和6年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

第2号保険料率に、インセンティブ制度の財源に係る保険料率0.01%を加算

令和6年度 介護保険料率（見込み）

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込み}}$$

令和6年度は、令和5年度末に見込まれる剰余分（508億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう **1.60%**（令和6年4月納付分から変更）とする。

令和5年度
1.82%



令和6年度
1.60%

（参考）健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

<参考>協会けんぽの収支見込み（医療分）

（単位：億円）

		R4（2022） 年度	R5（2023）年度		R6（2024）年度		備 考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収 入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率：10.00% R6年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲1,442	
	その他	217	205	▲12	172	▲34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲1,359	
支 出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲110	○R6年度の単年度収支を 均衡させた場合の保険料率 ：9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲0	0	▲0	
	病床転換支援金	0	0	▲0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲393	3,083	▲843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

<参考> 協会けんぽの収支見込み（介護分）

（単位：億円）

		R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度	備 考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月)	
収 入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率：1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率：1.82%
	その他	－	－	－	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	
支 出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	給付金対前年度比 ⇒ ▲98
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲362	753	▲452	
準備金残高		▲245	508	56	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。